

福島県 川俣町

(基本方針)

川俣町は、避難指示区域に指定されている山木屋地区を除き、復旧は概ね平成23年度に完了している。

山木屋地区については、河川、道路などの被害調査は既に完了しているものの、復旧が一部完了していない状況にある。そのため、インフラなどの安全確認及び復旧を行うとともに、公共施設等の復旧に向け、迅速に対応していく必要がある。

また、インフラ復旧にあたっては除染との工程調整や放射線管理が重要である。

1. 河川

○県管理河川

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
避難指示解除準備区域内の被災箇所 1箇所(平成23年災(台風15号))
残土処分地及び処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。
- ② 平成26年度の目標
残土処分地及び処分方法が決定次第、復旧工事の着手を目指す。
- ③ 平成26年度に実施したこと(成果)
残土が発生しない工法により被災箇所の復旧を実施した。
- ④ 平成27年度の目標
対応を必要とする箇所は実施済み。

○町管理河川

- ①被災の状況と復旧の予定、方針
山木屋地区においては未調査となっているため、現地調査を実施し、被害を確認すれば復旧計画を策定し、早急に復旧を行う。
- ②平成26年度の目標
残土処分地及び処分方法が決定次第、復旧工事の着手を目指す。
- ③平成26年度に実施したこと(成果)
未実施
- ④平成27年度の目標
復旧個所の放射線量が高く、掘削残土の移動を地区外にはできない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。今後、残土処分地及び処分方法が決定次第、調査の実施及び復旧工事の実施を目指す。

2. 道路

- ①被災の状況と復旧の予定、方針
道路については、被災状況調査及び災害査定を平成23年度に実施しており、全体として68路線108箇所地震による被害が確認され、平成23年度中に66路線106箇所の復旧工事を完了している。
未復旧となっている2路線(町道向出山・広久保線、町道坂下・坂下向山線)については、両路線とも山木屋地区の居住制限区域(平成25年8月8日から)内にあるため、除染の進捗にあわせて復旧工事を実施する。

また、山木屋地区については、上記以外の町道についても、必要最小限の維持管理を行っているのみであるため、インフラ復旧と除染作業との工程を調整しつつ、山木屋地区住民の帰還にあわせて復旧工事を実施する予定である。

②平成26年度の目標

国の災害査定の再調査実施予定のため、復旧工事に係る工程が見込みにくい状況ではあるが、除染の進捗状況等を見極めながら平成26年度の復旧工事の実施を目指す。

③平成26年度に実施したこと(成果)

未実施

④平成27年度の目標

未復旧となっている2路線(町道向出山・広久保線、町道坂下・坂下向山線)については、平成26年度で除染作業が完了しているため、平成27年度中に復旧工事の完了を目指す。

その他の路線については、除染の進捗状況を見極めながら、平成27年度中に維持補修を行う。

3. 農地・農業用施設

① 被災の状況と復旧の予定、方針

避難指示区域に指定された山木屋地区の農地及び農業用施設は、避難により十分な維持管理ができないため、被災状況調査を実施し平成28年度までに整備工事完了予定である。また、同地区の農地除染後の速やかな農業復興を図るため、農地利用集積の促進、暗渠排水、用排水路等の基盤整備を推進する。

除染実施後の農地については、除草等の保全管理を行う予定である。

町内の畜産業施設は平成24年10月までに調査・設計を実施し、平成25年3月までに復旧工事を完了した。

被害のあった林道花塚線及び林道籠ノ作南線は平成23年度に復旧工事を完了した。

② 平成26年度の目標

除染実施後の農地について、除草等の保全管理を行う。

③ 平成26年度に実施したこと(成果)

除染実施後の農地について、除草等の保全管理を行った。

④ 平成27年度の目標

除染実施後の農地について、除草等の保全管理、地力回復等を行う。

4. 文教施設

【教育施設】

文教施設の災害復旧については、避難指示区域に指定されている山木屋地区を除き、平成23年度に被災した小・中学校校舎、体育館、プール等に係る災害復旧工事を完了している。また、山木屋地区の小学校施設災害復旧については、平成26年度に復旧工事を完了している。

山木屋中学校災害復旧については、小学校との連携など今後の運営について、調査・研究をしながら検討していくこととしている。

【山木屋小学校】

① 被災の状況と復旧方針、予定

平成23年度に被災状況調査を実施し、地震による校舎渡り廊下ジョイント部分の破損、教室等の亀裂、校庭及び周辺の地盤沈下、通路の崩落等が確認されている。平成23年度は校庭及び敷地周辺に係る調査・設計を完了している。また、平成24年度は校舎の災害復旧に係る調査・設計を完了し、平成26年度に復旧工事を完了したところである。

② 平成26年度の目標

校舎の災害復旧に係る復旧工事を完了する。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

校舎の災害復旧に係る復旧工事を完了した。

【山木屋中学校】

① 被災の状況と復旧方針、予定

山木屋中学校については、平成23年度に被災状況調査を行い、校舎については特に被災箇所は認められなかったが、体育館は基礎部分等に亀裂が入っており老朽化も伴い改築が必要な状況と見込まれており、小学校との連携による運営なども見据え、復旧のあり方等について検討していくこととしている。

② 平成26年度の目標

小・中連携校の推進について未検討のため、工程が見込みにくい復旧のあり方等について検討していく。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

未実施

④ 平成27年度の目標

小中連携校について調査・研究し、復旧のあり方について検討していく。

【公民館】

小神公民館は、敷地の液状化及び建物本体・設備等が半壊状態となり施設の使用が不能となったため、平成23年10月までに、地質調査及び実施設計を完了し、平成24年8月に新築工事を完了した。

（施設概要）木造・鋼板葺・平屋建 延べ床面積234.22㎡

【子どもの屋内運動場】

① 被災の状況と復旧の予定、方針

原子力災害による放射能への不安から、屋外での運動を自粛している当町の子どもたちが、安全・安心に運動できる施設を整備、提供することにより、子どもたちの運動機会を確保し、運動能力の回復と体力低下及び肥満傾向の改善を図る。

② 平成26年度の目標

平成26年7月までに施設整備工事を完了する。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

子どもの屋内運動場は、平成26年8月に施設整備（改修）工事が完了し、平成26年9月12日に施設をオープンした。

（施設概要）鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・2階建

床面積：1階285.71㎡ 2階252.17㎡

5. 保健・福祉・医療施設

① 被災の状況と復旧の方針、予定

避難指示解除準備区域内にある山木屋診療所は、平成23年6月から休止している。震災の影響により施設が破損したため、診療再開に向けて施設改修工事を行っている。

② 平成26年度の目標

住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくいですが、平成26年度中に調査・設計を実施する。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

屋根・外壁・内装等の改修工事を行った。

④ 平成27年度の目標

合併処理浄化槽設置等工事等、平成26年度中に改修できなかったところについて工事を行う。

6. 役場庁舎

① 被災の状況と復旧の方針、予定

東日本大震災により被災した役場庁舎は、耐震診断及び被災度区分判定による復旧不可能な倒壊に相当するとの結果を受け、新庁舎建設を進めている。

平成24年から基本構想の検討を開始し、平成28年3月末までの新庁舎完成を予定していたが、平成27年3月に執行した入札が不調となったことなど工期見直しの必要が生じたことから、平成28年8月末の完成を目指し事業を進めていく。

② 平成26年度の目標

平成26年2月に完了した基本設計に基づき、平成26年10月までに実施設計を完了させる。

平成27年3月までに旧庁舎付属建物解体工事、旧庁舎杭引抜き撤去工事、敷地造成工事を完了させる。

平成26年12月までに開発許可の取得及び土地収用法に基づく事業認定を受け、建設用地の取得を完了させる。

平成27年1月に新庁舎建設工事に着手する。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

平成26年9月末に旧庁舎付属建物解体工事及び旧庁舎杭引抜き撤去工事を完了した。

平成26年10月末に新庁舎の実施設計が完了した。

敷地造成工事は平成27年2月に着手したが、平成27年6月まで工期を延長した。

開発許可及び事業認定を受け、平成27年2月に建設用地の一部を取得した。

平成27年3月に新庁舎建設工事の入札を行ったが、入札は不調となり再入札に向け設計等の見直しを行った。

④ 平成27年度の目標

平成27年5月に新庁舎建設工事の再入札を行い、平成28年8月の新庁舎完成を目指す。

新庁舎建設工事の進捗状況に併せ、外構工事の発注を行う。

7. 公営住宅

○公営住宅（町営住宅）

① 被災の状況と復旧の方針、予定

農村広場応急仮設住宅は平成23年6月に完成。また町体育館応急仮設住宅及び中山工業団地応急仮設住宅第一・第二も平成23年7月に完成し入居している。

町営住宅は、平成23年度に調査済みであるが、避難指示区域に指定されている山木屋地区の町営住宅については、合併浄化槽が破損している状況であるため、住民帰還に合わせて復旧する予定である。

なお、平成27年度中に川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅（40戸予定）の建設に着工し、平成28年度に入居を予定している。また、県では川俣町内に山木屋地区住民、飯舘村民等向けの復興公営住宅（80戸予定）の整備を計画している。

② 平成26年度の目標

山木屋地区住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくいだが、町営住宅合併浄化槽の破損を復旧する。

川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅の工事完了する。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

住民が帰還していないため、山木屋地区の町営住宅の合併浄化槽の破損の復旧は未実施。

川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅の調査・設計・造成工事に着手した。

④ 平成27年度の目標

住民の帰還にあわせて山木屋地区の町営住宅の合併浄化槽の破損の復旧を行う。川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅の建設工事を実施する。

○公営住宅（県営住宅）

① 整備の予定

川俣町壁沢地区に、避難指示区域に指定されている山木屋地区住民、浪江町民、飯舘村民向けの復興公営住宅80戸を整備し、平成28年度の入居を予定している。

② 平成26年度の目標

用地買収し、工事に着手する。

③ 平成26年度に実施したこと(成果)

用地買収21箇所中20箇所完了。

造成工事設計委託に着手した。

④ 平成27年度の目標

用地買収を完了させ、造成工事に着手する。

8. 除染

町による避難指示区域以外(生活圏)の除染、及び国による避難指示区域(生活圏及び農地)の除染は平成27年度内に完了予定である。その後は、事後モニタリング等により対応を検討する。また、中間貯蔵施設への搬入については、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」における議論を踏まえつつ、今後検討していく。

(市町村計画)

避難指示区域以外は、すでに策定された町の除染計画に基づき実施する。

生活圏の除染は、平成27年度の完了を目指す。完了地区は1年後を目途に事後モニタリング等を実施し結果等を踏まえ、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップの除染等の対応を検討する。

山林や河川等については、国における検討結果を踏まえつつ、実施について検討する。

除去土壌等は仮置き場に設置し、上記検討会の議論を踏まえつつ、中間貯蔵施設に搬入するまで保管・管理する予定である。

(国計画)

① 被災の状況と復旧の予定、方針

平成 24 年8月に策定された「特別地域内除染実施計画(川俣町)」(平成 25 年 12 月改訂)に基づき、除染事業を実施。

平成 27 年内に、同計画に基づく除染を終了させる予定。

② 平成 26 年度の目標

除染事業実施の一環として、不足分の仮置場の選定及び確保を進めるとともに、除染作業員数を十分に確保して除染工事の加速化を図り、宅地の除染を夏までに終了させる。

③ 平成 26 年度に実施したこと(成果)

仮置場は、約9割を確保。

除染等工事は、ピーク時には約 2,500 人/日の作業員数を確保し、宅地については8月に終了。

宅地以外の進捗率は、年度末(平成 27 年3月末)時点で、農地 19%、森林 58%、道路 4%。

④ 平成 27 年度の目標

農地、森林、道路についても除染等工事を加速度的に実施し、平成 27 年内(積雪期前)の終了を目標とする。

〈参考〉川俣町における除染実施計画

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-area_p-kawamata.pdf

9. 災害廃棄物等処理（対策地域内廃棄物処理）

- ① 被災の状況と復旧の方針、予定
 - ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、一部の家の片付けごみを除き仮置場への搬入を完了。
 - ・ 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

- ① 平成 26 年度の目標
 - ・ 帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を実施。

- ② 平成 26 年度に実施したこと
 - ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、一部の家の片付けごみを除き仮置場への搬入を完了。
 - ・ 家の片付けごみの回収を実施。
 - ・ 仮置場 1 か所を供用開始。

- ③ 平成 27 年度の目標
 - 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

10. 生活環境の整備

- ① 被災の状況と復旧の方針・予定
避難指示区域に指定された山木屋地区の宅地から町道等までの取付道路については、避難により十分な維持管理ができてないため、住民の帰還を促進するためにも、インフラ復旧と除染との工程調整をしつつ、復旧工事を行う予定である。
- ② 平成 26 年度の目標
住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくいですが、平成 26 年度中に復旧工事实施予定。
- ③ 平成 26 年度に実施したこと（成果）
未実施
- ④ 平成 27 年度の目標
インフラ復旧と除染との工程調整をしつつ、復旧工事を行う。

インフラ復旧の工程表(福島県川俣町)

平成27年3月末現在

→ :工程が見込めるもの ●.....▶ :工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	H26年度の目標 (H26.6公表)	H26年度に実施 したこと(成果)	H27年度に実施 すること(目標)	27年度				28年度				29年度				H30年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
保健・福祉・医療																			
山木屋診療所	町	大震災の影響により壁に亀裂が入り、使用不可能な状況である。また、浄化槽・暖房機等の設備についても使用不可能な状態である。	住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくい。平成26年度中に調査・設計を実施予定。	施設改修工事	施設改修工事	改修工事													平成27年11月完成予定
役場庁舎																			
新庁舎建設	町	柱や耐力壁に甚大な被害を受け、使用不可能となり、仮庁舎に移転	実施設計及び工事着工	実施設計完了、付属建物解体工事等完了、敷地造成工事着手、新庁舎建設工事の入札(不調)	新庁舎建設工事着工、外構工事着工	庁舎建設工事													平成28年8月完成予定
公営住宅																			
仮設住宅	町	農村広場応急仮設住宅																	平成23年6月完成
仮設住宅	町	町体育館応急仮設住宅																	平成23年7月完成
仮設住宅	町	中山工業団地応急仮設住宅第一・第二																	平成23年7月完成
町営住宅(山木屋地区)	町	給排水設備(合併浄化槽)の破損1戸	住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくい。平成26年度中に実施予定。	未実施	住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくい。平成27年度中に実施予定。	工事													平成23年度に調査済 住民帰還に合わせ復旧する
復興公営住宅	町	新中町復興公営住宅	工事完了	開発協議完了	造成完了、建築着工	造成 → 建設													平成28年度中に完成予定
復興公営住宅	県	壁沢復興公営住宅	工事着工	用地買収(20/21) 造成工事設計着手	用地買収完了 造成工事設計完了 造成工事着工	用地買収・設計 → 造成工事 → 建築工事													
除染																			
先行除染	国	公民館、中学校等の除染実施済み	—	—	—	実施済													公民館(1ヶ所)、中学校等(3ヶ所)
特別地域内計画	国	平成24年8月特別地域内除染実施計画策定 平成25年12月特別地域内除染実施計画改定	事業の実施	宅地: 8月末時点で終了 農地: 年度末時点で19%終了 森林: " 58%終了 道路: " 4%終了	平成27年内に全て終了	特別地域内除染実施計画に基づく除染等工事 事後モニタリング・(必要に応じて)除染のフォローアップ													平成27年内に終了予定
仮置場	国	本格除染仮置場(25ヶ所)施工中 本格除染仮置場(1ヶ所)管理中	選定作業及び確保	仮置場確保 除去土壌等の搬入及び管理	除去土壌等の搬入、管理	除去土壌等の搬入、管理													
川俣町内除染(町事業 生活空間)	町	平成27年度完了予定	除染の完了	除染の実施	除染の完了	除染 → 事後モニタリング等													詳細な事後モニタリングの結果等を踏まえ、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップの除染について検討する
川俣町内仮置場設置(町事業)	町	平成27年度設置完了 設置完了以降管理委託	調査・設置工事の実施、管理委託の開始	調査・設置工事の実施	調査・設置工事の実施、管理委託の開始	調査・設置工事 → 管理委託													管理委託は除染廃棄物保管開始から中間貯蔵施設へ搬入開始するまでの期間
川俣町内農地除染(町事業)	町	平成24・25年度実施		ゼオライト散布による農地の放射性物質対策の実施															平成25年度で完了

インフラ復旧の工程表(福島県川俣町)

平成27年3月末現在

●→ :工程が見込めるもの ●.....▶ :工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	H26年度の目標 (H26.6公表)	H26年度に実施 したこと(成果)	H27年度に実施 すること(目標)	27年度				28年度				29年度				H30年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
災害廃棄物等処理																			
対策地域内廃棄物処理	国	(仮設焼却施設) 調整中	帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び仮置場への搬入を実施等	帰還の妨げとなる廃棄物について、一部の家の片付けごみを除き仮置場への搬入を完了等	引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施														仮設焼却施設について、引き続き町との協議を進め、処理方針を決定する。
生活環境の整備																			
山木屋地区内 取付道路整備	町	維持管理が行われていない 道路の整備	住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくいが、平成26年度中に実施予定。	未実施	住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくいが、平成27年度中に実施予定。	工事▶												

※本工程表に記載の内容については軽微な修正を行う場合があります。

各市町村における公共インフラ復旧の概況

福島県 川俣町

(復旧の概況)

- 生活に必須となる道路インフラについては、68路線108箇所地震による被害が確認され106箇所復旧をし、未復旧となっている2路線については山木屋地区の居住制限区域（平成25年8月8日から）内にあるため、除染の進捗にあわせて復旧工事を実施する予定である。
- 医療施設や役場、公民館、公営住宅などの住民の生活環境やコミュニティ復活に係る公共インフラについて、被災した公民館については、平成24年8月に工事を完了している。医療施設（山木屋診療所）については、診療再開に向け平成26年から平成27年11月にかけて施設の改修工事を進めている。役場については、平成28年8月末の新庁舎完成を目指し事業を進めている。公営住宅（町営住宅）については、平成28年度の入居を目指し事業を進めているところである。